

川崎市児童保護措置費等支弁基準

(平成 30 年 3 月 16 日 29 川ここ福第 905 号 市長決裁)

(目的)

第 1 条 この基準は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の規定により児童等、母子等又は児童自立生活援助対象者が児童福祉施設等に入所し、又は一時保護された場合に、本市が児童保護措置費及び処遇改善費を支弁する際の基準を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童等 法第 6 条の 2 第 1 項に規定する児童等をいう。
- (2) 児童数 児童福祉施設等に入所する児童等の数をいう。
- (3) 母子等 法第 23 条第 1 項に規定する配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童等をいう。
- (4) 児童自立生活援助対象者 法第 6 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する児童自立生活援助事業の対象者をいう。
- (5) 児童福祉施設等 法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業、同条第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業及び法第 6 条の 4 に規定する里親並びに法第 7 条に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び里親支援センターをいう。
- (6) 入所 法第 23 条第 1 項、法第 27 条第 1 項、法第 33 条の 6 第 1 項又は同条第 6 項の規定により児童等、母子等又は児童自立生活援助対象者が児童福祉施設等に入所し、又は委託される場合をいう。
- (7) 退所 児童福祉施設等に入所していた児童等、母子等又は児童自立生活援助対象者が退所し、又は委託解除される場合をいう。
- (8) 一時保護 法第 33 条第 1 項に規定する一時保護をいう。
- (9) 児童保護措置費 法第 50 条第 6 の 2 号、第 7 号、第 7 の 3 号及び第 8 号の規定により本市が支弁する費用をいう。
- (10) 処遇改善費 児童保護措置費に本市が加算して支弁する費用をいう。
- (11) こども家庭庁長官通知 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和 5 年 5 月 10 日こ支家第 47 号）」をいう。
- (12) 支援局長通知 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について（令和 5 年 5 月 10 日こ支家第 49 号）」をいう。
- (13) 児童相談所長 川崎市児童相談所条例（昭和 46 年川崎市条例第 70 号）に規定する児童相談所の長をいう。
- (14) 福祉事務所長 川崎市福祉事務所条例（昭和 26 年川崎市条例第 50 号）に規定する福祉事務所の長をいう。
- (15) 高校等 「入所施設措置費交付基準の取扱いについて（昭和 49 年 6 月 10 日児企第 24 号）」における特別育成費の支弁対象となる高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。
- (16) 義務教育諸学校 こども家庭庁長官通知に定める義務教育諸学校をいう。
- (17) 協定定員 こども家庭庁長官通知に定める協定人員をいう。
- (18) 割愛 児童福祉施設等を所管する行政庁に対し、他の行政庁が協定定員の範囲を超えて入所を協議し

た上で児童等を入所させることをいう。

(児童保護措置費の支弁基準)

第3条 児童保護措置費の支弁基準については、別表第1に定めるところによる。

2 児童保護措置費の保護単価等については、こども家庭庁長官通知に定めるところによる。

(処遇改善費の支弁基準)

第4条 処遇改善費の支弁基準については、別表第2及び別表第3に定めるところによる。

(広域入所の場合の対応)

第5条 児童相談所長又は福祉事務所長が、本市以外の行政庁が所管する児童福祉施設等に児童等、母子等又は児童自立生活援助対象者を入所させた場合の児童保護措置費及び処遇改善費については、当該行政庁が定める基準の例により本市が対象となる児童福祉施設等に対し支弁するものとする。

2 本市以外の行政庁が、本市が所管する児童福祉施設等に児童等、母子等又は児童自立生活援助対象者を入所させた場合の児童保護措置費及び処遇改善費については、本基準の例により当該行政庁が対象となる児童福祉施設等に対し支弁するものとする。

(児童数等の算定)

第6条 児童保護措置費及び処遇改善費の算定に用いる各月の初日在籍児童数等については、各月1日現在において入所している児童数又は世帯数等とする。

2 各月1日に児童福祉施設等に入所した場合には当該児童福祉施設等における初日在籍児童数等に算入することとし、各月1日付けで児童福祉施設等を退所した場合においては、当該児童福祉施設等における初日在籍児童数等に算入しないものとする。

3 法第6条の4に規定する里親に委託された児童又は法第7条に規定する乳児院に入所していた者が、各月1日付けで退所する場合には、前項の規定にかかわらず、当該里親又は乳児院における初日在籍児童数に算入するものとする。

4 児童保護措置費及び処遇改善費の算定に用いる各月の延児童数については、児童福祉施設等に在籍した日数の合計とし、法第27条第1項に規定する措置が停止されている期間については、当該日数に算入しないものとする。

5 児童福祉施設等に入所した日、退所した日、法第27条第1項に規定する措置が停止された日及び措置の停止が解除され児童福祉施設等に復帰した日については、前項に規定する日数に算入するものとする。

6 児童福祉施設等を退所した日に別の児童福祉施設等に入所した場合については、入所した児童福祉施設等において当該月の延児童数に算入するものとする。

7 法第6条の4に規定する里親に委託された児童又は法第7条に規定する乳児院に入所していた者が、退所した日に別の児童福祉施設等に入所した場合には、前項の規定にかかわらず、当該里親又は乳児院における当該月の延児童数に算入するものとする。

(端数処理)

第7条 児童保護措置費及び処遇改善費の計算過程において、1円未満の端数を生じたときは、別に定めがある場合を除き、その都度当該端数金額を切り捨てるものとする。

2 児童保護措置費及び処遇改善費に係る職員配置人数の計算過程において、1人未満の端数を生じたときは、小数点以下2位を切り捨て、小数点以下1位を四捨五入するものとする。

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。(29 川ここ福第 905 号市長決裁)

(関係要綱の廃止)

- 2 川崎市児童入所施設等措置費支弁基準(平成 14 年 4 月 1 日制定)、川崎市児童ファミリーグループホーム事業費補助金交付要綱(平成 20 年 1 月 30 日制定)、川崎市自立型児童ファミリーグループホーム事業費補助金交付要綱(平成 22 年 1 月 4 日制定)及び川崎市自立型児童ファミリーグループホーム実績加算補助金交付要綱(平成 22 年 1 月 4 日制定)は、平成 30 年 4 月 1 日付けで廃止する。

(経過措置)

- 3 本基準の施行前の期間に係る経費の支出については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成 30 年 12 月 19 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和元年 1 2 月 4 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 2 年 3 月 2 3 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定については令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 4 年 3 月 1 4 日から施行し、令和 4 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定(社会的養護従事者処遇改善事業費を除く)については令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 5 年 3 月 1 0 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 5 年 3 月 2 3 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 6 年 3 月 6 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 6 年 9 月 18 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 6 年 11 月 5 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 7 年 8 月 22 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1（第3条関係）

児童保護措置費（国基準）支弁費目一覧表

1 事務費

	費目	支弁対象	算式	備考
1	一般分	児童養護施設 児童自立支援施設 （通所部を含む。） 児童心理治療施設 （通所部を含む。） 母子生活支援施設 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、ファミリーホーム又はファミリーホームの養育者等が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。） 里親 一時保護施設	$\text{単価} \times \text{その月の認可定員数}$ （暫定定員が設定されている場合は暫定定員。協定定員又は割愛の場合は当該割当数）	新設により開所した児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）にあつては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する。
		乳児院	$2 \text{ 歳未満児の単価} \times [\text{定員} - \text{その月初日の} 2 \text{ 歳児措置児数} - \text{その月初日の} 3 \text{ 歳以上児措置児数}] + 2 \text{ 歳児の単価} \times \text{その月初日の} 2 \text{ 歳児措置児数} + 3 \text{ 歳以上児の単価} \times \text{その月初日の} 3 \text{ 歳以上児措置児数}$	
		里親支援センター	その施設の月額事務単価	
		ファミリーホーム 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、ファミリーホーム又はファミリーホームの養育者等が児童自立生活援助を行う	$\text{単価} \times \text{その月初日の現員数}$ （新設により開所した場合、初めて児童を受託した日の属する月から6か月間は、単価×その月の認可定員数）	

	費目	支弁対象	算式	備考
		対象者の居宅に限る。)		
2	配置改善加算	児童養護施設 児童自立支援施設 乳児院 児童心理治療施設 一時保護施設	単価×その月の認可定員数 (暫定定員が設定されている場合は暫定定員。協定又は割愛の場合は当該割当数)	国が定める職員配置の改善を行った場合に、一般分保護単価を本単価に読み替えて適用する。
3	里親支援専門相談員加算	児童養護施設 乳児院	単価×その月の認可定員数×その月の配置職員数 (暫定定員が設定されている場合は暫定定員。協定又は割愛の場合は当該割当数)	
4	心理療法担当職員加算	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 乳児院 母子生活支援施設	単価×その月の認可定員数×その月の配置職員数 (暫定定員が設定されている場合は暫定定員。協定又は割愛の場合は当該割当数)	
		里親支援センター	単価×その月の配置職員数	
5	個別対応職員加算	乳児院 母子生活支援施設 児童自立生活援助事業所Ⅰ型 ファミリーホーム	単価×その月の認可定員数 (暫定定員が設定されている場合は暫定定員。協定又は割愛の場合は当該割当数)	乳児院は定員 10 人未満の施設に限る。
6	職業指導員加算	児童養護施設 児童自立支援施設	単価×その月の認可定員数 (暫定定員が設定されている場合は暫定定員。協定又は割愛の場合は当該割当数)	
7	看護師加算	児童養護施設	単価×その月の認可定員数 (暫定定員が設定されている場合は暫定定員。協定又は割愛の場合は当該割当数)	
8	母子生活支援施設保育士加算	母子生活支援施設	単価×その月の認可定員数 (暫定定員が設定されている場合は暫定定員。協定又は割愛の場合は当該割当数)	
9	母子生活支援施設母子支援員加算	母子生活支援施設	単価×その月の認可定員数 (暫定定員が設定されている場合は暫	

	費目	支弁対象	算式	備考
			定定員。協定又は割愛の場合は当該割当数)	
10	母子生活支援施設 少年指導員兼事務員加算	母子生活支援施設	単価×その月の認可定員数 (暫定定員が設定されている場合は暫定定員。協定又は割愛の場合は当該割当数)	
11	小規模グループケア加算	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 乳児院	単価×その月の認可定員数×その月の実施か所数 (暫定定員が設定されている場合は暫定定員。協定又は割愛の場合は当該割当数)	
12	家庭支援専門相談員加算	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 乳児院	単価×その月の認可定員数×その月の配置職員数 (暫定定員が設定されている場合は暫定定員。協定又は割愛の場合は当該割当数)	
13	単身赴任手当加算	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 乳児院 母子生活支援施設	単価×その月の認可定員数 (暫定定員が設定されている場合は暫定定員。協定又は割愛の場合は当該割当数)	
14	民間施設給与等改善費	児童養護施設 児童自立支援施設 (通所部を含む) 児童心理治療施設 (通所部を含む) 乳児院 母子生活支援施設 児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。) ファミリーホーム 一時保護施設	単価×その月の認可定員数 (暫定定員が設定されている場合は暫定定員。協定又は割愛の場合は当該割当数)	
15	乳児加算	児童養護施設	単価×その月初日の乳児措置児童数	
16	1歳児加算	児童養護施設	単価×その月初日の1歳児措置児童数	
17	2歳児加算	児童養護施設	単価×その月初日の2歳児措置児童数	

	費目	支弁対象	算式	備考
18	年少児加算	児童養護施設	単価×その月初日の年少児措置児童数	
19	ボイラー技士雇上 費加算	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 乳児院	単価×その月の認可定員数 (暫定定員が設定されている場合は暫 定定員。協定又は割愛の場合は当該割 当数)	
20	特別指導費加算	児童養護施設	単価×その月の認可定員数 (暫定定員が設定されている場合は暫 定定員。協定又は割愛の場合は当該割 当数)	
21	学習指導費加算	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 母子生活支援施設 ファミリーホーム 里親	単価×その月の対象児童数	対象児童は、「年長児童に対する処遇体制の強化につい て（平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612014 号の 6）」に定 める学習指導の対象児童とする。
22	指導員特別加算	児童養護施設 乳児院	単価×その月の認可定員数 (暫定定員が設定されている場合は暫 定定員。協定又は割愛の場合は当該割 当数)	定員 35 人以下の場合に限る。
23	基幹的職員加算	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 乳児院 母子生活支援施設	単価×その月の認可定員数 (暫定定員が設定されている場合は暫 定定員。協定又は割愛の場合は当該割 当数)	
24	特別生活指導費加 算	母子生活支援施設	単価×その月の認可定員数×配置人数 (暫定定員が設定されている場合は暫 定定員。協定又は割愛の場合は当該割 当数)	
25	夜間警備体制強化 加算	母子生活支援施設	単価×その月の認可定員数 (暫定定員が設定されている場合は暫 定定員。協定又は割愛の場合は当該割 当数)	
26	保育機能強化加算	母子生活支援施設	単価×その月の認可定員数 (暫定定員が設定されている場合は暫 定定員。協定又は割愛の場合は当該割 当数)	
27	第三者評価受審費	児童養護施設	第三者評価受審に係る実費	

	費目	支弁対象	算式	備考
		児童自立支援施設 児童心理治療施設 乳児院 母子生活支援施設 里親支援センター 児童自立生活援助事業所 ファミリーホーム 一時保護施設	(限度額内)	
28	建物賃借料	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 乳児院 母子生活支援施設 里親支援センター 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。） ファミリーホーム 一時保護施設	建物の賃借に係る実費	礼金が発生する場合には当該実費を合算した額。 新設により開所した児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）にあっては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する。
29	施設機能強化推進費	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 乳児院 母子生活支援施設	単価×その月の認可定員数 （暫定定員が設定されている場合は暫定定員。協定又は割愛の場合は当該割当数）	事業の内容により、「児童福祉施設（こども家庭庁所管施設）における施設機能強化推進費について（昭和 62 年 5 月 20 日児発第 450 号厚生省児童家庭児童家庭局長通知）」のとおり実施内容及び単価を認定する。
30	社会的養護処遇改善加算費	児童養護施設 児童自立支援施設（通所部を含む） 児童心理治療施設（通所部を含む） 乳児院 母子生活支援施設 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）	単価×その月の対象人数	対象人数等は「民間の児童養護施設職員等の処遇改善について（平成 29 年 6 月 12 日雇児発 0612 第 1 号）」の定めるところによる。

	費目	支弁対象	算式	備考
		ファミリーホーム		
31	除雪費	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 乳児院 母子生活支援施設 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。） ファミリーホーム	単価×その月の認可定員数 （暫定定員が設定されている場合は暫定定員。協定又は割愛の場合は当該割当数）	
32	降灰除去費	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 乳児院 母子生活支援施設 児童自立生活援助事業所Ⅰ型 ファミリーホーム	単価×その月の認可定員数 （暫定定員が設定されている場合は暫定定員。協定又は割愛の場合は当該割当数）	
33	一時保護委託事務費	一時保護委託	単価÷30.4（10 円未満切り捨て）×受託延べ日数	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び児童自立生活援助事業所Ⅰ型において暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合（新設により6か月間を除く）等、こども家庭庁長官通知で定める場合に限る。
34	新設施設等事務費	児童養護施設 児童自立支援施設（通所部を含む） 児童心理治療施設（通所部を含む） 乳児院 母子生活支援施設 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）	単価×定員×0.5	施設が新設される場合であって開設する月（児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）及びファミリーホームについては、初めて児童を受託した日の属する月）の前月分として支弁することができる。ただし、開設日が月の初日でない場合は本費目の適用はない。

	費目	支弁対象	算式	備考
		ファミリーホーム		
35	小規模かつ地域分散化加算費	児童養護施設	単価×加配された職員の合計数	対象施設等は、「児童養護施設の小規模かつ地域分散化された生活単位における養育体制の充実について」（令和元年10月4日子発第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）に定めるところによる。
36	地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算	児童養護施設	単価×加配職員数	対象施設等は、「児童養護施設の小規模かつ地域分散化された生活単位における養育体制の充実について」（令和元年10月4日子発第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）に定めるところによる。
37	医療的ケア等受入加算費	児童養護施設 乳児院	単価×生活単位数	対象施設等は、「医療的ケア児等のための「4人の生活単位」の設置運営について」（令和2年3月6日子発第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）に定めるところによる。
38	自立支援担当職員加算	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。） 母子生活支援施設 里親支援センター	単価×実施か所数	対象施設等は、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」（令和3年3月8日子発0308第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）に定めるところによる。
39	社会的養護従事者処遇改善加算	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 乳児院 母子生活支援施設 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。） ファミリーホーム	単価×常勤換算従事者数	対象経費等は、「児童養護施設職員等の処遇改善について」（令和5年3月3日子発0303第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）に定めるところによる。
40	こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業費	児童養護施設 児童心理治療施設 乳児院	研修受講費 単価×対象人数 研修受講に係る旅費 1日あたり2,000円を上限とした実費 （年22日を上限とする）	対象経費等は「児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫補助について（令和5年10月27日こども家庭庁発こ支虐第170号）」に定めるところによる。

	費目	支弁対象	算式	備考
			代替職員の配置費用 単価×配置日数	
41	ファミリーホーム等開設支援事業費 (初年度調弁)	児童養護施設（地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアに限る） 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。） ファミリーホーム	新規に開設するための家具什器等の購入及び設備整備に要する実費（1施設あたり5,000,000円を限度とする）	対象者等については、「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施について」（平成27年6月5日雇児発0605第3号）に定めるところにより、対象経費等は「児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫補助について（令和5年10月27日こども家庭庁発こ支虐第170号）」に定めるところによる。 新設により開所した児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）にあつては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する。
42	入所児童等の生活環境改善事業費	児童養護施設（地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアに限る） 児童自立生活援助事業所 ファミリーホーム	施設の新規設置等にあたり、必要と認められる改修に要する費用（1施設あたり5,000,000円を限度とする）	対象者等については、「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施について」（平成27年6月5日雇児発0605第3号）に定めるところにより、対象経費等は「児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫補助について（令和5年10月27日こども家庭庁発こ支虐第170号）」に定めるところによる。 新設により開所した児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）にあつては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する。
43	里親等支援員加算費	里親支援センター	単価×その月の配置職員数－1	
44	親子関係再構築支援加算費	里親支援センター	その施設の月額事務単価	
45	市町村連携事業加算費	里親支援センター	その施設の月額事務単価	
46	レスパイト・ケア体制構築事業加算費	里親支援センター	その施設の月額事務単価	
47	休日・夜間支援体制強化事業加算費	里親支援センター	その施設の月額事務単価	

	費目	支弁対象	算式	備考
48	こども家庭ソーシャルワーカー取得 促進事業加算費	里親支援センター	その施設の月額事務単価	

2 事業費

	費目	支弁対象	経費の使途	算式	必要書類等	備考
1	一般生活費	児童養護施設 児童自立支援施設 (通所部を含む) 児童心理治療施設 (通所部を含む) 乳児院 母子生活支援施設 児童自立生活援助事業所 ファミリーホーム 里親	児童等の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	単価×その月初日の措置児童数 里親又はファミリーホーム又は児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型に限る。)に対し各月初日以外の日に委託又はその解除の措置があった場合及び児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び母子生活支援施設において、年度当初の定員設定に当たり、在籍児童の延べ日数に基づいて算出している場合は次の算式とする。 単価÷30.4×その月の延児童数 里親及びファミリーホーム又は児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型に限る。)に委託されている児童又は児童養護施設及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通所する場合については、次の算式とする。 単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数 (10 円未満の端数は切り捨てる。また、開所日数には日曜日、国民の祝日及び休日を除く。)		新設により開所した児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。)にあっては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する。
2	一般生活費	里親	里親及びファミリ	単価×対象となる延児童数		対象者等については、「里親及び

	費目	支弁対象	経費の使途	算式	必要書類等	備考
	(里親の一時的な休息のための援助(レスパイト・ケア)実施分)	ファミリーホーム	一ホームの養育者が一時的な休息の支援を受ける場合のその児童に係る日常生活に必要な経常的諸費用			ファミリーホーム養育者の一時的な休息のための援助の実施について(平成14年9月5日雇児発第0905006号)」に定めるところによる。
3	一般生活費 (乳児院病虚弱等児童加算)	乳児院 一時保護委託(乳児院に限る)	対象児童を養育するために必要な人件費及び日常生活諸費	単価×その月初日の対象児童数 一時保護及び一時保護委託の場合は次の算式 単価×対象児童の延児童数		対象者等については、「乳児院病虚弱等児童加算費について(平成10年6月12日雇児発第458号)」に定めるところによる。
4	一般生活費 (一時保護分)	一時保護施設 一時保護委託	児童等の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	単価×延児童数		
5	被虐待児受入加算	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 乳児院 母子生活支援施設 児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。) ファミリーホーム 一時保護委託	対象児童を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	単価×その月初日の対象児童数 一時保護委託の場合は次の算式 単価×対象児童の延児童数	児童相談所長の認定書 母子生活支援施設については、福祉事務所長の認定書	対象者等については、「被虐待児受入加算費について(平成16年5月17日雇児発第0517001号)」及び「一時保護委託児童の被虐待児受入加算費について(平成17年4月19日雇児発第0419001号)」の定めるところによる。
6	乳児等受入加算	一時保護委託	対象児童を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	単価×対象児童の延児童数(3歳未満児)		児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、ファミリーホーム、障害児入所施設に3歳未満児を一時保護委託した場合に限る。
7	幼稚園・保育所費	児童養護施設 児童自立支援施設	幼稚園(支援法第27条に規定する	その月又はその年度における幼稚園等の就園に必要な入学金、	園長等による証明書	対象児童について、施設等利用給付費の支給がある場合においては、

	費目	支弁対象	経費の使途	算式	必要書類等	備考
		児童心理治療施設 乳児院 一時保護施設 一時保護委託（ファミリーホーム又は里親に一時保護委託された児童を除く。）	特定教育・保育施設である幼稚園を除く。以下同じ。）及び同法第19条第1項第1号に該当する児童として同法第20条第1項の認定を受けた児童が利用する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所並びに特例保育を提供する施設の就園に必要な経費	保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額		その額を控除した額とする。
		里親 ファミリーホーム 一時保護委託（ファミリーホーム又は里親に一時保護委託された児童に限る。）	幼稚園及び支援法第19条第1項から第3項に該当する児童として同法第20条第1項の認定を受けた児童が利用する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所、特例保育を提供する施設、企業主導型保育事業所、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱに限る。）を行う施設及び施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の就園に必要な経費	その施設等のその月又はその年度における保育施設等の就園に必要な入学金、保育料、制服、延長保育料等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。	園長等による証明書	対象児童について、施設等利用給付費の支給がある場合においては、その額を控除した額とする。

	費目	支弁対象	経費の使途	算式	必要書類等	備考
8	教育費 (一般分)	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助 事業所 里親 ファミリーホーム 一時保護施設 一時保護委託	義務教育諸学校・ 特別支援学校高等 部に必要な学用品 費、習い事に係る 費用及び学習に用 いるスマートフォン 等の通信端末の 購入・利用に係る 費用	単価×その月の就学児童数	在学証明書	
9	教育費 (教材費)	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助 事業所 ファミリーホーム 里親 一時保護施設 一時保護委託	義務教育諸学校・ 特別支援学校高等 部に必要な教材費	教科書に準ずる正規の教材とし て学校長が指定するものの購入 に必要な実費	学校長によ る証明書	
10	教育費 (通学交通 費)	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助 事業所 ファミリーホーム 里親 一時保護施設 一時保護委託	義務教育諸学校・ 特別支援学校高等 部へ通学するた めの通学交通費	通学のために必要な定期乗車券 (定期乗車券のない場合はこれ に準ずるもの)の実費	交通機関が 発行する領 収書等、経 路、金額及び 氏名が確認 できる書類	
11	教育費 (部活動費)	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助 事業所 ファミリーホーム 里親 一時保護施設 一時保護委託	義務教育諸学校・ 特別支援学校高等 部での部活動に必 要な道具代、遠征 費等	部活動に入部している児童の部 活動に必要な道具代、遠征費等の 実費	学校長によ る証明書	
12	教育費	児童養護施設	中学校の学習塾の	中学生のうち学習塾に通ってい	学習塾の実	

	費目	支弁対象	経費の使途	算式	必要書類等	備考
	(学習塾費)	児童自立支援施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所 ファミリーホーム 里親 一時保護施設 一時保護委託	授業料、講習会費用等	る児童の学習塾に必要な授業料、講習会費等の実費	施者等による証明書	
13	教育費 (児童自立支援施設の教材費)	児童自立支援施設 一時保護委託	児童自立支援施設の教材費	単価×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当児童数(教材費及び通学交通費の支弁対象児童を除く)	在学証明書	
14	教育費 (特別加算費)	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 母子生活支援施設 児童自立生活援助事業所 ファミリーホーム 里親 一時保護施設 一時保護委託	特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等	単価×特別支援学校高等部第1学年入学児童数(年額)	在学証明書	原則として新たに第1学年に進学する者を対象とするが、措置等により転校する場合で制服等に指定がある場合については、第1学年以外であっても対象とする。
15	教育費 (資格取得等特別加算費)	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所 ファミリーホーム 里親 一時保護施設 一時保護委託	特別支援学校高等部の児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費	単価×対象児童数	要申請	原則として第3学年児童を対象とするが、支援局長通知の定めるところにより第3学年以外の児童に支弁することができる。ただし、在学中に児童ごとに1回限りの支弁とする。
16	学校給食費	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所 ファミリーホーム	義務教育諸学校・特別支援学校高等部の学校給食に必要な経費	学校給食費として徴取される実費	給食費証明書	

	費目	支弁対象	経費の使途	算式	必要書類等	備考
		里親 一時保護施設 一時保護委託				
17	見学旅行費	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所 ファミリーホーム 里親 一時保護施設 一時保護委託	義務教育諸学校・高校等（特別支援学校高等部を含む）の見学旅行に必要な交通費、宿泊費等	単価×学年別見学旅行参加児童数（年額）	学校長による証明書	原則として義務教育諸学校・高校等（特別支援学校高等部を含む）の最終学年児童を対象とするが、児童家庭局長通知の定めるところにより最終学年以外の児童に支弁することができる。
18	入進学支度金	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 母子生活支援施設 ファミリーホーム 里親 一時保護施設 一時保護委託	義務教育諸学校への入進学に必要な学用品等の購入費	単価×学年別入進学児童数（年額）	在学証明書	原則として新たに第1学年に進学する者を対象とするが、措置等により転校する場合で制服等に指定がある場合については、第1学年以外であっても対象とする。
19	特別育成費（一般分）	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所 ファミリーホーム 里親 一時保護施設 一時保護委託	高校等通学に伴う諸経費	単価を上限として、実費を合算した額	在学証明書	

	費目	支弁対象	経費の使途	算式	必要書類等	備考
20	特別育成費 (通学交通費)	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所 ファミリーホーム 里親 一時保護施設 一時保護委託	高校等通学に伴う交通費	実費	交通機関が発行する領収書等、経路、金額及び氏名が確認できる書類	
21	特別育成費 (入学時特別加算費)	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 母子生活支援施設 児童自立生活援助事業所 ファミリーホーム 里親 一時保護施設 一時保護委託	高校等入学に必要な学用品費等	単価を上限として、実費を合算した額	在学証明書	原則として新たに第1学年に進学する者を対象とするが、措置等により転校する場合で制服等に指定がある場合については、第1学年以外であっても対象とする。 特別育成費の対象となる高校等については、「入所施設措置費交付基準の取扱いについて（平成49年6月10日児企第24号昭和）」の定めるところによる。
22	特別育成費 (資格取得等特別加算費)	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所 ファミリーホーム 里親 一時保護施設 一時保護委託	高校生等及び義務教育終了児童のうち高校等に在籍していない者（既に就職している者を除く）が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費	単価を上限として、実費を合算した額	領収書等	原則として第3学年児童を対象とするが、児童家庭局長通知の定めるところにより第3学年以外の児童に支弁することができる。ただし、在学中に児童ごとに1回限りの支弁とする。
23	特別育成費 (補習費)	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 母子生活支援施設 児童自立生活援助事業所 ファミリーホーム	高校生等（母子生活支援施設については中学生を含む）及び義務教育終了児童のうち高校等に在籍していない者（既に就職	単価を上限として、実費を合算した額	学習塾の実施者等による証明書又は通信教育等の内容及び金額が確認できる書	施設等からの通塾が困難な場合には、児童家庭局長通知の定めるところにより、施設内等において受講する通信教育に必要な経費について支弁することができる。

	費目	支弁対象	経費の使途	算式	必要書類等	備考
		里親 一時保護施設 一時保護委託	している者を除く）が学習塾等を利用した場合の経費		類	
24	特別育成費 （補習費特別保護単価）	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 母子生活支援施設 児童自立生活援助事業所 ファミリーホーム 里親 一時保護施設 一時保護委託	中学生、高校生等及び義務教育終了児童のうち高校等に在籍していない者（既に就職している者を除く）が個別学習支援を受けた場合の経費	単価を上限として実費を合算した額	個別学習支援の実施者等による証明書	支援局長通知の定めるところにより、集団学習に馴染むことが困難であると考えられる中学生及び高校生等に対し家庭教師等による個別学習支援を実施した場合に支弁する。
25	特別育成費 （大学等受験費）	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 母子生活支援施設 児童自立生活援助事業所 ファミリーホーム 里親 一時保護施設 一時保護委託	大学等の入学試験の経費	単価を上限として実費を合算した額	大学等が発行する領収書等、受験者の氏名及び受験した大学等の名称が確認できる書類	
26	夏季等特別行事費	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 ファミリーホーム 里親 一時保護施設 一時保護委託	義務教育諸学校の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	単価×対象児童数	学校長による証明書	原則として学校が児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海・林間学校等の行事に参加する場合を対象とする。
27	期末一時扶助費	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 乳児院 ファミリーホーム 里親	児童の年末における被服等の購入費	単価×12月初日の児童数		

	費目	支弁対象	経費の使途	算式	必要書類等	備考
		一時保護施設 一時保護委託				
28	医療費	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 乳児院 ファミリーホーム 里親 一時保護施設 一時保護委託	医療に必要な経費	診療報酬の算定方法及び入院時 食事療養費の算定基準に準じて 算定した額(当該児童等が社会保 険の被扶養者等である場合は、そ の社会保険において給付される 額を控除した額)及び医療を受け るために必要な移送費の実費	領収書等、医 療を受けた ことが確認 できる書類	移送に要する費用については健 康保険法の取扱いに準じて支弁可 能とする。
		児童自立生活援助 事業所	医療に必要な経費	医療機関及び薬局の窓口で負担 した実費	領収書等、医 療を受けた ことが確認 できる書類	就労し最初の賃金を得る月まで を対象とし、移送費についても対象 外とする。
29	職業補導費	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助 事業所 ファミリーホーム 里親 一時保護施設 一時保護委託	公共職業訓練施設 等の職業補導機関 に通う際の交通費 及び教科書代等	交通費 必要な定期乗車券(定期乗車券の ない場合はこれに準ずるもの)の 実費 教科書代等 単価×その月の対象児童数	当該施設に 通っている ことが確認 できる書類 交通機関が 発行する領 収書等、経 路、金額及び 氏名が確認 できる書類	
30	冷暖房費	児童養護施設 児童自立支援施設 (通所部を含む) 児童心理治療施設 (通所部を含む) 乳児院 児童自立生活援助 事業所 母子生活支援施設 ファミリーホーム 里親 一時保護施設	その児童の冷暖房 費	単価×対象月初日の児童数(一時 保護児童については、単価÷30.4 ×その月の一時保護児延人員数)		「児童自立生活援助事業所(児童 自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里 親の居宅又は里親が児童自立生活 援助を行う対象者の居宅を除く。) A」、別に定める基準に該当する場 合とし、「児童自立生活援助事業所 (児童自立生活援助事業所Ⅲ型の うち、里親の居宅又は里親が児童自 立生活援助を行う対象者の居宅を 除く。) B」は、それ以外とする。

	費目	支弁対象	経費の使途	算式	必要書類等	備考
		一時保護委託				
31	就職支度費 (一般分)	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助 事業所 ファミリーホーム 里親	児童の就職に際し 必要な寝具類、被 服類等の購入費	単価×就職による措置解除児童 数	採用証明書 や内定通知 書の写し等、 就職先等が 確認できる 書類	就職の形態については正規雇用 以外の場合でも支弁することがで きる。 措置解除の月分として1回限り 支弁することができるものとし、措 置延長を行う場合は措置延長後に 措置解除となる月分として支弁す るものとする。
32	就職支度費 (特別基準)	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助 事業所 ファミリーホーム 里親	就職に必要な住居 費、生活費等	単価×就職による措置解除児童 数	要申請	支援局長通知に定める要件に該 当する者について申請により認定 された場合に、一般分に加算して支 弁する。
33	大学進学等 自立生活支 度費 (一般分)	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助 事業所 ファミリーホーム 里親	進学に際し必要な 学用品及び参考図 書類等の購入費	単価×大学等への進学による措 置解除児童数	合格証明書 等、進学先及 び氏名が確 認できる書 類	対象となる学校等は「児童福祉法 による児童入所施設措置費等国庫 負担金（大学進学等自立生活支度 費）の交付の取扱いについて（平成 18年6月27日雇児福発第0627002 号）」に定めるところによる。 措置解除の月分として1回限り 支弁することができるものとし、措 置延長を行う場合は措置延長後に 措置解除となる月分として支弁す るものとする。
34	大学進学等 自立生活支 度費 (特別基準)	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助 事業所	進学に際し必要な 住居費、生活費等	単価×大学等への進学による措 置解除児童数（特別基準の認定者 に限る）	要申請	支援局長通知に定める要件に該 当する者について申請により認定 された場合に、一般分に加算して支 弁する。

	費目	支弁対象	経費の使途	算式	必要書類等	備考
		ファミリーホーム 里親				
35	葬祭費	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 乳児院 児童自立生活援助 事業所 ファミリーホーム 里親	児童が死亡した場 合の葬祭のために 必要な経費	単価×死亡児童数	係る経費の 証明書	
36	連れもどし 費	児童自立支援施設	逃亡した児童の捜 索及び連れ戻すた めに必要な経費	措置児童については実費 職員については旅費支給規定を 準用した額	係る経費の 証明書	
37	里親手当	里親 児童自立生活援助 事業所（児童自立 生活援助Ⅲ型のう ち、里親の居宅又 は里親が児童自立 生活援助を行う対 象者の居宅に限 る。）	措置児童に係る委 託手当	単価×その月の措置児童数		
38	受託支度費	里親 ファミリーホーム 児童自立生活援助 事業所	新たに児童を受託 した場合に必要な 経費	新規措置児童について、単価を上 限として実費を合算した額		児童自立生活援助事業所における 対象者については支援局長通知に 定めるところによる。
39	里親委託児 童通院費	里親 一時保護委託 （里親） 児童自立生活援助 事業所（児童自立 生活援助Ⅲ型のう ち、里親の居宅又 は里親が児童自立 生活援助を行う対 象者の居宅に限	里親委託児童等が 通院する際に必要 な経費	単価×対象児童数 （実支出額と別に国が定める基 準により算定した額を比較し、低 い額を支弁する。）	要申請	対象者等については支援局長通 知に定めるところによる。

	費目	支弁対象	経費の使途	算式	必要書類等	備考
		る。)				
40	一時保護委託手当	里親等	一時保護委託児童に係る委託手当	単価×延児童数		支弁対象等については「一時保護の充実について（平成24年4月5日雇児発0405第27号）」の定めるところによる。
41	一時保護実施特別加算費	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 乳児院	施設定員とは別に一時保護の受入体制を確保するために必要な経費	単価×一時保護実施特別加算事業の定員又は委託児童数	要申請	事業内容等については「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について（平成28年9月5日雇児発0905第2号）」に定めるところによる。
42	予防接種費	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 乳児院 児童自立生活援助事業所 ファミリーホーム 里親 一時保護施設 一時保護委託	その児童等の予防接種に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が別に定める予防接種を受ける場合にかかる実費	係る経費の証明書	別に定める予防接種については、支援局長通知に定めるところによる。
43	一時保護委託児童通学送迎費	一時保護委託	一時保護委託児童が幼稚園・保育所等、義務教育諸学校又は高等学校に通学する場合の送迎に必要な経費	単価×幼稚園・保育所等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童の送迎延べ日数（日額）	係る経費の証明書	
44	職員人材確保事業費	児童養護施設 児童自立支援施設（通所部を含む） 児童心理治療施設（通所部を含む） 乳児院 母子生活支援施設 自立援助ホーム ファミリーホーム	実習を受けた学生を非常勤職員として採用し人材確保を図るための経費	単価×人数×日数	「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業の実施について」（平成25年6月7日雇児発0607第7号）に定める別	対象者等については、「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業の実施について」（平成25年6月7日雇児発0607第7号）に定めるところにより、単価は「児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫補助について（令和5年10月27日こども家庭庁発こ支虐第170号）」に定めるところによる。

	費目	支弁対象	経費の使途	算式	必要書類等	備考
					紙様式第3	
45	防災対策費	児童自立生活援助事業所 ファミリーホーム 里親	防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入等、総合的な防災対策の充実にかかる経費	単価を上限として、実費を合算した額。	係る経費の証明書	3月分の措置費等として支弁するものとする。
46	視力矯正費	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 乳児院 児童自立生活援助事業所 ファミリーホーム 里親 一時保護施設 一時保護委託	その児童等の視力矯正に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が日常生活を営む上で必要な視力矯正のための眼鏡等を購入する場合にかかる実費	係る経費の証明書	

別表第2（第4条関係）

処遇改善費（市加算）支弁費目一覧表

1 事務費

	費目	経費の使途	支弁対象	算式	備考
1	管理費加算	加配職員の管理等に必要な諸経費	児童養護施設 （地域小規模児童養護施設を除く） 児童心理治療施設 乳児院	単価×その月の認可定員数 （暫定定員が設定されている場合は暫定定員。協定又は割愛の場合は当該割当数）	単価の算式等については、別表第3及び別表第3附表の定めるところによる。
2	加配職員雇用費加算	加配職員の雇用費	児童養護施設 児童心理治療施設 乳児院 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型）	単価×その月の認可定員数 （暫定定員が設定されている場合は暫定定員。協定又は割愛の場合は当該割当数）	単価の算式等については、別表第3及び別表第3附表の定めるところによる。
3	職員住宅手当加算	賃貸借契約により借家に居住する職員の家賃補助経費	児童養護施設 児童心理治療施設 乳児院	対象職員1人あたり運営法人が支給する各月の手当額×3/4（切り捨て） （本市の支弁額は対象職員1人1月あたり20,000円を上限とする。）	対象職員は、運営法人が常勤職員として直接雇用し支弁対象施設に対象月の初日に配置され、賃貸借契約により借家に居住する、法人雇用後5年未満の次の職種とする。（雇用後5年に到達する月の属する年度末まで支弁可能とする。） 休職中など、施設に配置されていない職員については対象外とする。 ・家庭支援専門相談員 ・里親支援専門相談員 ・栄養士 ・心理療法担当職員 ・地域コーディネーター
4	宿舍借り上げ支援加算	事業実施者が借主となった場合の、従事する職員が居住する物件の借り上げ料（家賃、管理費及び共益費に限る）。	児童養護施設 児童心理治療施設 乳児院 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）	・一戸当たりの支弁額は、月額82,000円（以下「補助基準額」という。）と対象経費を比較し、少ない方の額に4分の3を乗じて得た額とする。 ・事業実施者が職員から経費の一部として自己負担額を徴収している場合の支弁額は、対象経費から当該徴収金額を減じて得た額とする。	・対象職種は常勤として勤務し、児童の直接処遇にあたる保育士、児童指導員及び看護師とする（上記直接処遇職員のほか、別表第3附表に記載する職種のうち、8、9及び13については本加算の対象職種とする）。 ・支弁の期間は法人雇用後9年未満とする。（雇用後9年に到達する月の属する年度末まで支弁可能とする。） ・法人が借り上げた物件に居住する職員は原則として世帯主として住民登録されていることが必要であり、それ以外の場合で本加算を申請

	費目	経費の使途	支弁対象	算式	備考
					する場合には、世帯収入の 5 割を超えていることを証明する必要がある。 ・同居の家族等が住宅手当や本事業類似の制度による借り上げ補助等を受けている場合には本加算の対象外とする。 ・令和 4 年 4 月 1 日時点で在職する職員は、令和 4 年 6 月 30 日までに法人名義での契約に変更が完了した場合については、令和 4 年 4 月 1 日に遡って本事業を適用することとする。
5	社会的養護 処遇改善加算（ショートステイ対応職員分）	ショートステイ対応職員等への処遇改善を目的とした経費	児童養護施設 乳児院	・単価×その月の対象人数	支給要件等は「民間の児童養護施設職員等の処遇改善について」（平成 29 年 6 月 12 日雇児発 0612 第 1 号）と同様とし、対象職員についてはショートステイ専従職員のみを対象とする。
6	社会的養護 従事者処遇改善加算（ショートステイ対応職員分）	ショートステイ対応職員等への処遇改善を目的とした経費	児童養護施設 乳児院	・単価×常勤換算従事者数	支給要件等は、「児童養護施設職員等の処遇改善について」（令和 5 年 3 月 3 日子発 0303 第 4 号厚生労働省子ども家庭局長通知）と同様とし、対象職員についてはショートステイ専従職員のみを対象とする。

2 事業費

	費目	経費の使途	支弁対象及び単価		算式	必要書類等	備考
1	生活諸費加算	児童等の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	児童養護施設 児童心理治療施設 乳児院 ファミリーホーム 里親	2,550 円（月額） 2,550 円（月額） 2,550 円（月額） 3,000 円（月額） 3,000 円（月額）	単価×その月初日の措置児童数 里親又はファミリーホームに 対し各月初日以外の日に委託又はその解除の措置があった場合 及び児童養護施設、児童心理治療施設及び乳児院において、年度当初の定員設定に当たり、在籍児童の延べ日数に基づいて算出している場合は次の算式とする。 単価÷30×その月の措置延人員数		
2	対応困難児等	専門職員（心理	児童養護施設	26,100 円（月	単価×対象となる延児童数	児 童 相 談	国基準の被虐待児

	費目	経費の使途	支弁対象及び単価		算式	必要書類等	備考
	受入加算	担当職員等)の雇用及び児童の日常生活諸費	児童心理治療施設 乳児院	額)		所長の認定書	受入加算の適用終了後、最大2年間支弁可能とする。
3	教育費等加算 (一般分)	義務教育に必要な学用品費等(義務教育諸学校・特別支援学校高等部)	児童養護施設 児童心理治療施設 ファミリーホーム	小学校 416円(月額) 中学校 833円(月額) 特別支援学校高等部 833円(月額)	単価×その月の学年別就学措置 児童数	在学証明書	
			里親	小学校 500円(月額) 中学校 833円(月額) 特別支援学校高等部 833円(月額)			
4	教育費等加算 (卒業アルバム代)	卒業アルバム代(義務教育諸学校・特別支援学校高等部)	児童養護施設 児童心理治療施設 ファミリーホーム 里親	実費	学校から卒業アルバム代として徴収される実費	学校長による証明書	
5	教育費等加算 (クラブ活動奨励費)	クラブ活動に要する諸経費(中学校)	児童養護施設 児童心理治療施設 ファミリーホーム 里親	700円(月額)	単価×その月の中学校在学児童数	在学証明書	
6	見学旅行費等加算	見学旅行等への参加費 (義務教育諸学校・特別支援学校高等部・高等学校)	児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所(I型) ファミリーホーム 里親	実費(国基準を超えた額)	国基準における「見学旅行費」及び「夏季等特別行事費」の国基準を超える額並びに社会科学見学及び遠足等に係る費用の実費	学校長による証明書	
7	高等学校等受験料	高等学校等の受験に係る受験料、証明写真撮影代金、郵送料、交通費	児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所(I型) ファミリーホーム	30,000円(年額)	単価を上限として、実費を合算した額	対象経費の金額及び内容が確認できる書類	

	費目	経費の使途	支弁対象及び単価		算式	必要書類等	備考
			里親				
8	入進学支度金 加算	入進学に必要な学用品購入代(義務教育諸学校・特別支援学校・高等学校・高等学校)	児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型） ファミリーホーム	小学校 4,000 円（年額） 中学校 3,000 円（年額） 高等学校及び特別支援学校 50,000 円（年額）	単価×学年別入進学児童数（年額）	在 学 証 明 書	原則として新たに第1学年に進学する者を対象とするが、措置等により転校する場合で制服等に指定がある場合については、第1学年以外であっても対象とする。
			里親	小学校 4,000 円（年額） 中学校 4,000 円（年額） 高等学校及び特別支援学校 50,000 円（年額）			
9	特別育成費加算（一般分） （公立高校生等）	公立高校等の通学に要する諸経費	児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型） ファミリーホーム 里親	公立高校等 5,000 円（月額）	単価×公立高等学校在学児童数	在 学 証 明 書	公立高校等の学用品費、部活動費、教科書代、PTA 会費、生徒会費、クラブ活動費等
10	特別育成費加算（一般分） （私立高校生等）	私立高校の通学に要する諸経費	児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型） ファミリーホーム 里親	私立高校等 10,000 円（月額）	単価×私立高等学校在学児童数	在 学 証 明 書	私立高校等の学用品費、部活動費、教科書代、PTA 会費、生徒会費、クラブ活動費等。
11	特別育成費加算（授業料等）	高校等の入学金、授業料、施設等設備費、積立金	児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型） ファミリーホーム 里親	実費（国基準を超える額）		対 象 経 費 の 金 額 及 び 内 容 が 確 認 で き る 書 類	
12	特別育成費加算(私立高校等)	私立高校等の入学に要する	児童養護施設 児童心理治療施設	私立の高校等 150,000 円	単価×私立高等学校等在学児童数	在 学 証 明 書	私立高等学校等に進学する場合に、入

	費目	経費の使途	支弁対象及び単価		算式	必要書類等	備考
	入学一時金)	諸経費	児童自立生活援助事業所（Ⅰ型） ファミリーホーム 里親	(年額)			進学支度金加算に加算して支弁する。 原則として新たに第1学年に進学する者を対象とするが、措置等により転校する場合で制服等に指定がある場合については、第1学年以外であっても対象とする。
13	学習支援費加算	学習習慣の定着や学力向上のために学習支援を行うための経費 (小学生・中学生・特別支援学校高等部・高校等・義務教育卒業後の年齢で高校等に通学していない者)	児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型） ファミリーホーム 里親 一時保護委託	実費（国基準を超える額）	(1) 地域人材・NPO法人等を活用した学習支援に係る経費の実費 (謝礼、報酬、交通費、教材費等を対象とし、食費は除く) (2) 里親、施設職員が行う学習支援に係る経費の実費 (教材費等) (3) 塾及び家庭教師に係る経費の実費	(1) 係る経費の領収書、契約書等(法人が人材を直接雇用する場合)は対象者への給与支給額が確認できる書類) (2) 係る経費の領収書等 (3) 塾・家庭教師を利用した際の領収書、契約書等	(1) の人材を法人が直接雇用する場合には、同一職員に対して加配職員雇用費加算との併用はできない。 (1) の人材を雇用する際の支弁は、法定福利費等を含む法人が経費を負担する額を対象とする。ただし、別表第3に掲げる加配職員雇用費加算における自立支援・学習支援員に係る月例給相当額及び賞与相当額の合計額を限度とする。 国基準における「教育費（学習塾費）」、「特別育成費（補習費）」及び「特別育成費（補習費特

	費目	経費の使途	支弁対象及び単価		算式	必要書類等	備考
							別保護単価)」の対象となる経費については、国基準を超える額を本費目により支弁する。
14	高校等特別行事・実習等加算	学校が指定する実習等の参加に係る経費（特別支援学校高等部・高等学校等）	児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型） ファミリーホーム 里親	実費	学校が指定するボランティア実習及び職場体験実習等に係る実費	学 校 長 に よ る 証 明 書	
15	高学年児特別夜食費	中学生年齢以上の者の夜食に係る経費	児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型） ファミリーホーム 里親	1,500 円 (月額)	単価×その月初日の中学生年齢以上の児童数		
16	社会的自立支援対策費	自立のための自己啓発や資格取得等のための経費(特別支援学校高等部・高校等最終学年)	児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型） ファミリーホーム 里親	公立学校 22,000 円 (月額) 私立学校 28,000 円 (月額)	単価×その月の高等学校等最終学年在籍児童数	在 学 証 明 書	留年等により高等学校等在籍中に 19 歳に達した者については、最終学年でなくとも措置解除月分まで支弁可能とする。
17	感染症予防対策費	予防接種や検便手数料等、感染症予防のために必要な経費	児童養護施設 児童心理治療施設 乳児院 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型） ファミリーホーム 里親 一時保護施設 一時保護委託	実費	予防接種や検便手数料等、感染症予防のために必要な経費の実費	対 象 経 費 の 金 額 及 び 内 容 が 確 認 で き る 書 類	予防接種については、定期接種及び全ての任意接種について医療機関における自己負担額を支弁対象とする。 国基準で支弁可能な予防接種費用等については、本費目によらず、国基準の費目で支弁する。

	費目	経費の使途	支弁対象及び単価		算式	必要書類等	備考
							新型コロナウイルス感染症の発生等の場合など、医師又は児童相談所長が特に必要と認めた感染症予防のための予防接種等に係る費用についても支弁可能とする。
			母子生活支援施設 里親登録前施設養育実習受講者 一時保護所 一時保護委託	実費	新型コロナウイルス感染症対策における PCR 検査のために必要な経費の実費	対象経費の金額及び内容が確認できる書類	
18	保険外療養費	入院の際の看護料差額及び室料差額	児童養護施設 児童心理治療施設 乳児院 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型） ファミリーホーム 里親 一時保護施設 一時保護委託	実費	医療費として支弁されない付き添い看護料及び入室料差額（医師の指示によるもの）の実費	対象経費の金額及び内容が確認できる書類	
19	特別扶助費	運営費等	児童養護施設 児童心理治療施設 乳児院 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型）	4,000 円 （月額）	単価×その月の認可定員数 （暫定定員が設定されている場合は暫定定員。協定又は割愛の場合は当該割当数）		
20	冷暖房費	児童のための冷暖房費	児童養護施設 児童心理治療施設 乳児院 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型） ファミリーホーム 里親	200 円（月額）	単価×対象月初日の児童数（一時保護児童については、単価÷30.4×その月の一時保護児延人員数）		
21	期末一時扶助費加算	年末における被服等の購入費	児童養護施設 児童心理治療施設 乳児院	250 円（年額）	単価×対象月初日の児童数		12 月を対象月とする。

	費目	経費の使途	支弁対象及び単価		算式	必要書類等	備考
			児童自立生活援助事業所（Ⅰ型） ファミリーホーム 里親				
22	新規委託児童学用品費	通学用学用品購入費	児童養護施設 児童心理治療施設 ファミリーホーム 里親	10,000 円 (措置 1 件あたり)	単価×その月の新規措置義務教育就学児童数	在 学 証 明 書	
23	自立生活促進費	高等学校に在学していない未就労者が就労するまでの間の生活費	児童自立生活援助事業所（Ⅰ型）	30,000 円 (月額)	単価×その月初日の対象者数		高等学校に在学していない未就労者のうち入所から 6 か月以内の者を対象とする。
24	寝具整備扶助費	寝具整備及び衛生諸費	児童養護施設 児童心理治療施設 乳児院 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型）	4,500 円 (年額)	単価×その月の認可定員数 (暫定定員が設定されている場合は暫定定員。協定又は割愛の場合は当該割当数)		
25	行事費（給食費）	行事用給食費	児童養護施設 児童心理治療施設 乳児院	800 円（年額）	単価×その月の認可定員数 (暫定定員が設定されている場合は暫定定員。協定又は割愛の場合は当該割当数)		
26	行事費（参加交通費）	行事用交通費	児童養護施設 児童心理治療施設 乳児院	乳幼児 1,000 円 (年額) その他 1,500 円 (年額)	単価×その月の認可定員数 (暫定定員が設定されている場合は暫定定員。協定又は割愛の場合は当該割当数)		乳幼児については 4 月 1 日時点の人数を適用し、その他については定員から上記幼児数を差し引いた人数を適用する。
27	夏季転住費	夏季転住に係るバス借上費	児童養護施設 児童心理治療施設 乳児院	実費	夏季転住に係るバス借上費及び有料道路に係る経費の実費	係 る 経 費 の 証 明 書	各施設年 1 回の支弁を限度とする。
28	里親手当加算	当該児童に係る委託手当	里親	35,000 円 (月額)	単価×その月の児童数		
29	医療機関診断書文書料	医療機関で診断書を発行す	児童養護施設 児童心理治療施設	実費	文書料の実費	係 る 費 用 の 領 収 書	里親以外については、児童の入所時や

	費目	経費の使途	支弁対象及び単価		算式	必要書類等	備考
		るための文書料	乳児院 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型） ファミリーホーム 里親 一時保護所 一時保護委託				一時保護時に医療機関の発行する診断書等が必要な場合に限る。
30	3歳未満児加算	3歳未満児の養育に係る諸経費	里親 ファミリーホーム	5,000円 (月額)	単価×その月初日の3歳未満児数		
31	学齢前教育費	学齢前児童の教育に係る諸経費	里親 ファミリーホーム	7,000円 (月額)	単価×その月初日の3歳以上学齢前措置児童数（幼稚園就園児を除く）		
32	障害児手当	障害を有する児童の養育に係る諸経費	里親 ファミリーホーム	15,000円 (月額)	単価×措置児童数	特別支援学校の在学証明書若しくは身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し)	
33	里親・ファミリーホーム新規委託支度費	新規委託児童の養育に必要な諸経費	里親 ファミリーホーム	12,000円 (措置1件あたり)	単価×その月の新規措置児童数		
34	就職支度費加算	就職に必要な寝具類及び被服類等購入費	児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型） ファミリーホーム 里親	50,000円 (措置解除月に1回)	単価×就職による措置解除児童数	採用証明書や内定通知書の写し等、就職先等が確認できる書類	就職の形態については正規雇用以外の場合でも支弁することができる。 措置解除の月分として1回限り支弁することができるものとし、措置延長を行う場合は措置延長後

	費目	経費の使途	支弁対象及び単価		算式	必要書類等	備考
							に措置解除となる月分として支弁するものとする。 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型）については「就学者自立生活援助事業の実施について（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 56 号）」に定める就学者自立生活援助事業対象者を含むこととする。
35	住居費加算	進学・就職等の理由で施設を退所する児童が困難な児童に対する住居設定費用	児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型） ファミリーホーム 里親	実費（120,000 円を限度とする）	住居設定に係る実費	賃貸借契約書の写し等、住居に係る費用が確認できる書類	措置解除の月分として 1 回限り支弁することができるものとし、措置延長を行う場合は措置延長後に措置解除となる月分として支弁するものとする。
36	大学入学支度金	対象校への入学金及び授業料等の経費	児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型） ファミリーホーム 里親	416,000 円 (措置解除月に 1 回)	単価×大学等への進学による措置解除児童数	合格証明書等、進学先及び氏名が確認できる書類	対象となる学校等は学校教育法に定める大学（定時制の課程、通信制の課程及び短期大学を含む）とする。 措置解除の月分として 1 回限り支弁することができるものとし、措置延長を行う場合は措置延長後に措置解除となる月分として支弁するものとする。

	費目	経費の使途	支弁対象及び単価		算式	必要書類等	備考
37	専門学校入学 支度金	対象校への入 学金及び授業 料等の経費	児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助 事業所（I型） ファミリーホーム 里親	100,000 円 (措置解除月に 1回)	単価×専門学校等への進学によ る措置解除児童数	合 格 証 明 書等、進学 先 及 び 氏 名 が 確 認 で き る 書 類	対象となる学校等 は学校教育法に定め る高等専門学校、専 修学校、各種学校及 びその他の法令に定 めがある教育施設と する。 措置解除の月分と して1回限り支弁す ることができるもの とし、措置延長を行 う場合は措置延長後 に措置解除となる月 分として支弁するも のとする。

	費目	経費の使途	支弁対象及び単価		算式	必要書類等	備考
38	里親委託・自立支援推進費	措置解除又は措置変更の際の調整や相談支援等に必要な経費	児童養護施設 児童心理治療施設 乳児院 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型） ファミリーホーム 里親	実費	対象者１人あたり年間５万円を限度とする対象経費の実費	対象児童の氏名・所要経費・指導内容・訪問先等が確認できる書類	措置解除・措置変更に向けた調整や措置解除・措置変更後の相談支援等を行う場合を対象とし、措置解除・措置変更後については退所日の翌日から５年間を支弁対象とする。 対象経費は交通費、食糧費、会場費、消耗品費、宿泊費等（人件費を除く）とする。 同伴する職員・里親に係る経費を含むこととし、食糧費については食事等１人１回あたり１,０００円を限度とする。
		里親が措置決定後に相談支援を受けるため施設等を訪問する際に必要な交通費の実費	里親		対象経費の実費	対象児童の氏名・所要経費・訪問先等が確認できる書類	里親措置決定後の相談支援を受ける場合の里親及び児童に係る交通費を対象とする。
		里親・施設の児童が本市の社会的養護自立支援事業を利用する際、個別相談や講習会	児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型） ファミリーホーム 里親		対象経費の実費	対象児童の氏名・所要経費・訪問先等が確認できる書類	川崎市社会的養護自立支援事業を利用する際の里親、施設職員等の同伴者及び児童に係る交通費を対象とする。

	費目	経費の使途	支弁対象及び単価		算式	必要書類等	備考
		等への参加に必要な交通費の実費	川崎市社会的養護 自立支援事業利用者				
39	委託前養育生活費等支援費	里親委託のための調整機関における生活費及び交通費の支給	里親	5,300 円（1人あたり日額）	単価×対象児童数	対象児童の氏名・所要経費・訪問先等が確認できる書類	対象経費は「里親への委託前養育等支援事業の実施について」（子発 0130 第2号令和2年1月30日）の定めるところによる。
40	里親認定・更新研修等支援費	里親認定研修・更新研修等に参加する際の交通費の支給	里親	（1）研修受講旅費 県内で行われる場合 1件当たり日額 3,490 円 県外で行われる場合 ア．宿泊を伴わない場合 1件当たり日額 25,540 円 イ．宿泊を伴う場合 （1泊2日の場合） 1件当たり 33,790 円 （2泊3日の場合） 1件当たり 42,040 円 （上記以外の場合） 1件当たり	単価×対象件数	研修実施日時・所要経費・訪問先等が確認できる書類	対象経費は「里親への委託前養育等支援事業の実施について」（子発 0130 第2号令和2年1月30日）の定めるところによる。

	費目	経費の使途	支弁対象及び単価		算式	必要書類等	備考
				50,290 円 (2) テキスト 費用 1 研修当たり 20,000 円 (3) 考査代 1 研修当たり 9,000 円			
41	一時保護助成費	一時保護児童への対応に必要な諸経費	一時保護委託(里親)	1,962 円 (日額)	単価×一時保護委託児童数		
			一時保護委託(その他市内一時保護委託先)	420 円(日額)			
42	施設等による里親支援推進費	施設等において里親を対象とした相談支援や連絡会、交流会、研修、実習、ボランティア等を実施する際の諸経費	児童養護施設 児童心理治療施設 乳児院 児童自立生活援助事業所(I型) ファミリーホーム	実費 (里親に係る交通費等については1回1人あたり1,000円)	講師謝礼 1回あたり20,000円を上限とする実費 会場費及び事務費 1回あたり10,000円を上限とする実費 実習・ボランティア受け入れ対応費:里親1人あたり1日1,000円(単価) 里親に係る交通費等 1回1人あたり1,000円(単価)	研修等の内容及び出席者数を確認できる資料に係る経費の領収書等(講師謝礼については氏名・役職等を記載した領収書を受領し写しを提出すること) 里親に係る交通費等については里親から受領した領収書の写し	講師謝礼は、研修等実施者が外部から講師を招き、外部への謝礼が発生した場合に支弁対象とする。 研修等を実施する施設等を会場とする場合は会場費の支弁対象外とする。 事務費においては消耗品費、資料等の購入・印刷費、茶菓代等を支弁可能とする。 里親に係る交通費等は施設等から参加した里親へ交付し、施設等が里親から領収書を受領すること。
43	法外扶助費	現に又は将来	児童養護施設	実費	対象経費の実費	市長が必	

	費目	経費の使途	支弁対象及び単価		算式	必要書類等	備考
		にわたり、児童等の福祉に著しい支障を及ぼすとされる事象で、本基準のその他の費目の適用が無い事項に対する経費	児童自立支援施設 児童心理治療施設 乳児院 母子生活支援施設 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型） ファミリーホーム 里親 一時保護施設 一時保護委託			要と認める書類	
44	施設人材育成支援費	施設等において事例検討会や人材育成に向けた研修等を実施する際の諸経費	児童養護施設 児童心理治療施設 乳児院 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型） ファミリーホーム	実費	講師謝礼 1回あたり20,000円を上限とする実費 会場費及び事務費 1回あたり10,000円を上限とする実費	研修等の内容及び出席者数を確認できる資料に係る経費の領収書等（講師謝礼については氏名・役職等を記載した領収書を受領し写しを提出すること）	講師謝礼は、研修等実施者が外部から講師を招き、外部への謝礼が発生した場合に支弁対象とする。 研修等を実施する施設等を会場とする場合は会場費の支弁対象外とする。 事務費においては消耗品費、資料等の購入・印刷費、茶菓代等を支弁可能とする。
45	児童養護施設等従事職員相談支援体制整備費	児童養護施設等に従事する職員に対して、児童相談所OB等を活用したスーパーバイズ等の相談支援体制等の整備に対する経費	児童養護施設 児童心理治療施設 乳児院 児童自立支援施設 母子生活支援施設 児童自立生活援助事業所Ⅰ型	実費	年額547,000円を上限とする実費	対象経費が確認できる資料	対象経費は「児童養護施設等体制強化事業の実施について」（子発0417第5号平成31年4月17日）の定めるところによるものとする。
46	初年度加算（開	新規に開設す	児童養護施設（地域	実費（750,000	対象経費の実費	賃貸借契	新設により開所し

	費目	経費の使途	支弁対象及び単価		算式	必要書類等	備考
	設費用)	るための家屋 借り上げに要 する仲介手数 料等の経費(敷 金等賃貸借契 約を解除する 際に返還され る経費を除 く)。新規に開 設する場合の ほか、市長が転 居の必要があ ると認め転居 後も運営を継 続する場合も これを準用し 補助する。な お、その立ち退 き補償料等が 支給された場 合は同額を控 除する。	小規模児童養護施 設及び分園型小規 模グループケアに 限る) 児童自立生活援助 事業所 (I 型) ファミリーホーム	円を限度とす る)		約書の写 し等、係る 費用が確 認できる 書類	た児童自立生活援助 事業所 (児童自立生 活援助事業所Ⅲ型を 除く。) にあつては、 初めて児童を受託し た日の属する月から 算定する。
47	移転費	移転に伴う家 具什器等の運 送及び移転に あたつての諸 経費。ただし、 新規に開設す る場合及び市 長が転居の必 要があると認 め転居後も運 営を継続する 場合に限る。	児童養護施設(地域 小規模児童養護施 設及び分園型小規 模グループケアに 限る) 児童自立生活援助 事業所 (I 型) ファミリーホーム	実費 (500,000 円を限度とす る)	対象経費の実費	係る経費 の領収書 等	
48	養育者手当加 算	施設の運営に 必要な経費	ファミリーホーム	各月初日の措置 児童在籍 数により加算す	単価		

	費目	経費の使途	支弁対象及び単価		算式	必要書類等	備考
				る。 4 人 以 下 : 250,000 円 5 人:140,000 円 6 人 : 30,000 円			
49	運営諸経費基準額	養育における人件費及び指導費並びに運営に係る諸経費	ファミリーホーム	各月初日の措置 児童在籍 数により加算する。 4 人 以 下 : 120,000 円 5 人 : 94,000 円 6 人 : 76,000 円	単価		
50	建物賃借料	国基準を除く賃借料及び管理費・共益費等	児童養護施設（地域 小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアに限る） 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型） ファミリーホーム	実 費 （ 月 額 150,000 円を限度とする）	対象経費の実費	賃貸借契約書の写し等、係る費用が確認できる書類	家賃・礼金については国基準で支弁 新設により開所した児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）にあつては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する。
51	賃貸借契約更新料	国基準を除く家屋借上げの賃貸借契約の更新に要する費用。ただし、賃貸借契約を解除する際に返還される経費を除く。	児童養護施設（地域 小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアに限る） 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型） ファミリーホーム	実 費 （ 年 額 250,000 円を限度とする）	対象経費の実費	賃貸借契約書の写し等、係る費用が確認できる書類	家賃・礼金については国基準で支弁

	費目	経費の使途	支弁対象及び単価		算式	必要書類等	備考
52	施設運営管理費	運営上必要な光熱水費等維持管理費及び備品等の購入・修理・廃棄等に要する経費	地域小規模児童養護施設	3,000 円 (月額)	単価×対象月初日の児童数		
53	対応困難児特別加算	児童の日常生活諸費	ファミリーホーム	10,000 円 (月額)	単価×対象児童数	特別支援学校の在籍証明書、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳	特別支援学校の在籍児童、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している児童及び中学3年生年齢以上の児童を対象とする。
54	運営経費	施設の運営経費	児童自立生活援助事業所 (I 型)	7,500 円 (月額)	単価×対象月初日の児童数		
55	目標自己決定加算	別表第2附表に定める経費	児童自立生活援助事業所 (I 型)	30,000 円 (1 件あたり)	単価×対象児童数	別表第2附表に定めるもの	別表第2附表に定める加算の条件を満たすもの
56	面談継続加算	別表第2附表に定める経費	児童自立生活援助事業所 (I 型)	3,000 円 (月額)	単価×対象児童数	別表第2附表に定めるもの	別表第2附表に定める加算の条件を満たすもの
57	就労支援加算 (就労時加算)	別表第2附表に定める経費	児童自立生活援助事業所 (I 型)	73,000 円 (1 人あたり)	単価×対象児童数	別表第2附表に定めるもの	別表第2附表に定める加算の条件を満たすもの
58	就労支援加算 (就労定着時加算)	別表第2附表に定める経費	児童自立生活援助事業所 (I 型)	50,000 円 (1 人あたり)	単価×対象児童数	別表第2附表に定めるもの	別表第2附表に定める加算の条件を満たすもの
59	児童スキルアップ支援加算	別表第2附表に定める経費	児童自立生活援助事業所 (I 型)	実支出額の8割または実費 (1 人あたり 94,000 円を限度とする)	単価×対象児童数	別表第2附表に定めるもの	別表第2附表に定める加算の条件を満たすもの
60	目標達成加算	別表第2附表に定める経費	児童自立生活援助事業所 (I 型)	137,510 円 (1 人あたり)	単価×対象児童数	別表第2附表に定めるもの	別表第2附表に定める加算の条件を満たすもの

	費目	経費の使途	支弁対象及び単価		算式	必要書類等	備考
						めるもの	たすもの
61	生活諸費加算 (物価高騰分)	原油価格・物価高騰を受け、児童等の生活における光熱費、燃料費及び食料費の高騰に対応するための経費	児童養護施設 児童心理治療施設 乳児院 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型） ファミリーホーム 里親	22,000 円（1 人あたり）	単価×令和 6 年 7 月の認可定員数又は受託児童数 (暫定定員が設定されている場合は暫定定員)		適用期間は令和 7 年 4 月とする。
62	保育所費（病児・病後児保育料）	病児保育事業及び病後児保育事業の利用にかかる経費	里親 ファミリーホーム	2,500 円(1 日あたり)	単価×利用日数	領収書等 利用日数のわかるもの	

別表第 2 附表

加算対象者の要件及び援助内容

項目	経費の使途	加算対象者の要件等		援助内容	備考
目標自己決定加算	・新規入居者の自己決定意識の醸成、自己決定権の尊重 ・新規入居者の自立目標設定に関する援助	対象	・新規入居者のうち、次の要件を満たす者	・新規入居者の主体的な目標設定及び課題整理のための徹底したコミュニケーションの実施 ・シートに記載するほかに、自立援助ホーム独自で面接内容のわかる記録を自立援助ホーム保管資料として作成・保管	・入居してから概ね 1 か月以内に目標設定シートを完成できるよう努めるものとする。
		要件	・入居者、自立援助ホーム職員双方の合意に基づく目標設定・確認シートの策定 ・目標設定及び課題整理のための面談の実施		
面談継続加算	・現状の分析と課題の克服に向けた指導 ・当初決定した入居者自身の目的意識の確認と、生活等の中で見出した新たな目標の設定と、それに対する多角的な支援の検討	対象	・目標設定・確認シート策定月の翌月より、次の条件のいずれも満たす場合に加算の対象となる。	・未就労時における就職活動の内容の振り返りや、就労児童の就労状況の確認、その中で発生した課題等をコミュニケーションを交わす中で洗い出し、当初に自己決定した目標との比較・検討を行い軌道修正を職員とともに行う。	・要件が満たされれば、自立援助ホーム退居時まで毎月加算対象となる。
		要件	・入居者 1 人につき、月当たり 4 時間以上の面談を行う。 ・4 時間のうち最低 1 時間以上はホーム長との面談とする。 ・面談継続シートの策定		
就労支援加算 (就労時加算)	・無職者の就職に対する促進 ・入居者の自己現実に必要な就労支援活動の円滑化	対象	・無職状態（アルバイトは含まない）から次の要件をいずれも満たして新たに就労をした者（入居者 1 人につき 1 回限り）	就労のため、次の援助を実施する ・就職に対する意識の醸成のための指導（就職に対する興味、希望及び能力の客観的把握） ・就職活動予定表の作成 ・就職先情報の提供 ・雇用主の開拓（訪問アプローチ等） ・面接及び就職準備にかかる事務に関する援助 等	・正規雇用の前段として、試用期間（アルバイト期間等含む）を設ける場合は、その期間が過ぎ、正規雇用になった時点が本加算の対象時点となる。 ・入居時に就労先が決定している場合は加算の対象外とする。
		要件	・1 日 6 時間以上かつ週 5 日程度の勤務（概ね週 30 時間以上） ・就労証明書の発行（正規雇用と判断できる内容が記載してあること。例えば雇用期間の定めがない、雇用保険に加入等）		
就労支援加算 (就労定着時加算)	・就労定着に対する支援活動の標準化 ・継続的な就労機会の確保による	対象	・次の要件を満たす者（入居者 1 人につき 1 回限り）	就労定着のため、次の援助を実施する ・自立援助ホーム職員による就労状況の把握（就労先との連携強化・入居者本人との情報交換等）	・就労を開始し、3 か月以内に離職した場合で再度就労を行い 3 か月経過した場合は、就労支援加算（就労時加算）
		要	・就労を開始してから 3 か月が経過		

	自立準備		・3 か月の間に2 日以上の欠勤及び遅刻がないこと（要証明）	・安定した生活習慣維持のための援助・指導 ・職場での就労を円滑にするための援助（金銭・人間関係等のトラブル回避） ・その他必要な援助	は対象外だが、就労支援加算（就労定着時加算）は1 回に限り加算しても差し支えない。
スキルアップ支援加算	・定時制高等学校への通学や、各種資格取得に対する援助	対象	入居者のうち、資格取得に向けた意欲があり、就職又はその後の自活継続に資格取得が有効であるとホーム長が認めたもの（入居者1 人につき1 回限り）	・入居者の適正及び能力を踏まえた資格取得に関する援助 ・資格取得目標達成に向けた援助 ・その他必要な援助	補助対象経費は次のとおり ・各種資格取得に要する経費（検定料・講習受講料・テキスト代等） ・定時制高校その他学校教育法に定める専修学校へ入学する際の各種費用（授業料は除く） ・その他市長が認めたもの（通学交通費は除く）
		要件	・ホーム長の意見書の添付 ・費用（受講料・検定料・入学費等）の内訳がわかる書類の添付		
目標達成加算	・入所者の自立目標の達成に向けたきめ細やかな援助の実施 ・入所者の自立目標の達成に向けた入所固有の問題の解決に対する援助の促進	対象	・入居者が自ら設定した自立目標（社会で自立した生活を送る上で必要な水準以上）を達成したと入居者自身が評価・認識し、ホーム長が確認して退居した者	入居者固有の問題の解決に対する多様な援助を実施。 また、次の視点から目標レベルを評価 ・日常生活（例えば毎月の預金、規則正しい生活、定期的な通院による健康維持） ・就労定着（例えば月〇〇万円以上の収入、〇〇分野への就職） ・人間関係（例えば挨拶の励行、ホームや職場内で良好な人間関係を保つ） ・その他（例えば生きていく上での目標を見つける）	
		要件	・目標設定・確認シートに基づく援助を行い、入居者自身が設定した目標（社会で自立した生活を送る上で必要な水準以上）を達成していること ・目標設定・確認シートに基づく援助を行い、目標を達成したことが分かる書類		

別表第3（第4条関係）

処遇改善費（市加算）事務費単価算定表

1 加算総額の算定式

	費目	細目	細目単価	加算総額算式	備考
1	管 理 費 加算	加配職員管理費	家庭福祉課長通知に定める対象施設の管理費単価÷国配置職員数×0.3	細目単価×加配職員数×定員（暫定定員が設定されている場合は暫定定員。協定又は割愛の場合は当該割当数）×対象月数	国事務費管理費単価は、児童保護措置費の算定基礎となる事務費に係る管理費単価とし、配置改善加算分保護単価が適用される施設については、該当する配置改善分に係る管理費単価を適用する。 国配置職員数は、児童保護措置費の算定基礎となる職員数とし、配置改善分保護単価が適用される施設については当該保護単価の算定基礎となる職員数とするが、その他の加算費目に係る職員については除くものとする。
		施設賠償保険料加算	20,000円（年額）		
2	加 配 職 員 雇 用 費加算	基本分	別表第3附表に定める職種別単価	常勤（月額）及び加算（月額）職員 【月例給相当額】 細目単価×対象職員数×配置月数 【賞与相当額】 細目単価×対象職員数×賞与月数 なお、ショートステイ対応職員については、月例給相当額と賞与相当額の合計額に、3に定める加算率算定表により算定された加算率を乗じた上で支弁するものとする。	対象職員数は別表第3附表に定める人数を上限に、児童保護措置費の算定基礎となる職員数を超えて配置した人数とする。 心理士、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員については、「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（平成24年4月5日雇児発0405第11号）に定める加配上限を超えて職員を配置した場合に適用となる。 月例給相当額については、各月初日に対象施設に配置され、当月分の給与の支給対象となる職員を対象とする。 賞与相当額については、6月と12月の各月初日に対象施設に配置され、事業者の給与規定等に基づき賞与の支給対象となる職員を対象とする。
				非常勤（月額）職員 細目単価×対象職員数×配置月数	
				非常勤（日額）職員 細目単価×対象職員数×配置日数（年120日を限度とする）	

	費目	細目	細目単価	加算総額算式	備考
					賞与相当額の月数は、国措置費の算定基礎となる人事院勧告における年間支給月数とし、6月と12月に、それぞれ年間支給月数の2分の1を賞与月数として加算する。 月120時間以上（勤務日数は不問）の勤務時間がある非常勤職員については、常勤（月額）の職種について常勤職員とみなして加算することができる。 なお、賞与相当額については、当該職員が事業者の定める給与規定に基づき、常勤職員と同等若しくは勤務日数等に応じ常勤職員に準じた水準で賞与を支給される場合に限り加算対象とする。 常勤（月額）の職種について、常勤職員に代えて非常勤職員を複数名雇用し、その勤務時間の合計が月120時間以上の場合には、月120時間以上ごとに1名分を常勤とみなして月例給相当額を加算（賞与相当額は加算対象外）することができる。 ただし、当該措置による加算人数は通常の常勤職員と合わせて別表第3附表に掲げる人数を限度とし、該当する職種の任用資格を有するものに限り加算の対象とすることができる。 常勤（月額）の対象となる職員が育児休暇・病気休暇等を取得する場合で代替として非常勤職員、臨時職員、派遣職員等を活用して対応する際には、その勤務時間の合計が月120時間以上の場合には、月120時間以上ごとに1名分を常勤とみなして月例給相当額を加算（賞与相当額は加算対象外）することができる。 ただし、本来の加算対象である職員が復帰することを目指す場合に限り、当該職員が退職した場合には退職日の翌月から本措置の対象外とする。
		民間施設給与等改善費		基本分の総額×民間給与等改善費加算率	民間給与等改善費加算率は、児童保護措置費の算定基礎となる民間給与等改善費加算率と同率とする。

2 費目単価の算定式

	費目	
1	管理費加算	加算総額÷定員（暫定定員が設定されている場合は暫定定員。協定又は割愛の場合は当該割当数）÷対象月数
2	加配職員雇用費加算	加算総額÷定員（暫定定員が設定されている場合は暫定定員。協定又は割愛の場合は当該割当数）÷対象月数

①一昨年度ショート・デイスティ利用実績値の入力

施設名	利用実績	定員
第一児童館	1,234	100
第二児童館	567	80
第三児童館	890	120
第四児童館	345	90
第五児童館	678	110
第六児童館	901	130
第七児童館	234	70
第八児童館	567	100
第九児童館	890	120
第十児童館	123	60

実績値再計算（全施設10名定員とした場合の利用実績）

→

(あ)

施設名	実績値	占有率	ポイント①
① 総合型地域スポーツクラブ	100%	100%	100%
② 地域スポーツクラブ	100%	100%	100%
③ 国民体育館	100%	100%	100%
④ 市民体育館	100%	100%	100%
⑤ 市民体育館	100%	100%	100%
⑥ 市民体育館	100%	100%	100%
⑦ 市民体育館	100%	100%	100%
⑧ 市民体育館	100%	100%	100%
⑨ 市民体育館	100%	100%	100%
⑩ 市民体育館	100%	100%	100%
⑪ 市民体育館	100%	100%	100%
⑫ 市民体育館	100%	100%	100%
⑬ 市民体育館	100%	100%	100%
⑭ 市民体育館	100%	100%	100%
⑮ 市民体育館	100%	100%	100%
⑯ 市民体育館	100%	100%	100%
⑰ 市民体育館	100%	100%	100%
⑱ 市民体育館	100%	100%	100%
⑲ 市民体育館	100%	100%	100%
⑳ 市民体育館	100%	100%	100%
㉑ 市民体育館	100%	100%	100%
㉒ 市民体育館	100%	100%	100%
㉓ 市民体育館	100%	100%	100%
㉔ 市民体育館	100%	100%	100%
㉕ 市民体育館	100%	100%	100%
㉖ 市民体育館	100%	100%	100%
㉗ 市民体育館	100%	100%	100%
㉘ 市民体育館	100%	100%	100%
㉙ 市民体育館	100%	100%	100%
㉚ 市民体育館	100%	100%	100%
㉛ 市民体育館	100%	100%	100%
㉜ 市民体育館	100%	100%	100%
㉝ 市民体育館	100%	100%	100%
㉞ 市民体育館	100%	100%	100%
㉟ 市民体育館	100%	100%	100%
㊱ 市民体育館	100%	100%	100%
㊲ 市民体育館	100%	100%	100%
㊳ 市民体育館	100%	100%	100%
㊴ 市民体育館	100%	100%	100%
㊵ 市民体育館	100%	100%	100%
㊶ 市民体育館	100%	100%	100%
㊷ 市民体育館	100%	100%	100%
㊸ 市民体育館	100%	100%	100%
㊹ 市民体育館	100%	100%	100%
㊺ 市民体育館	100%	100%	100%
㊻ 市民体育館	100%	100%	100%
㊼ 市民体育館	100%	100%	100%
㊽ 市民体育館	100%	100%	100%
㊾ 市民体育館	100%	100%	100%
㊿ 市民体育館	100%	100%	100%

(あ)

占有率	ポイント
0～5%未	-2
5～10%未	-1
10～15%未	0
15～20%未	1
20～27%未	2
27～35%未	3
35%～	4

③各施設ごとの一昨年度利用実績の判定（（あ）の中央値をもとに実績を反映）

実績値判定 ポイント表



0	(あ)
---	-----

④ポイント合計から加算率を算出する

ポイント合計と雇用費倍率



→ → → → →

加算率

別表第3附表

処遇改善費（市加算）事務費加配職員一覧表

	職種	配置区分	職種別単価	対象施設	配置人数
1	直接処遇職員 (児童指導員・ 保育士等)	常勤 (月額)	家庭福祉課長通知に定められた児童保護措置費の算定基礎となる児童福祉施設等職員の本俸基準額に定める各施設類型における児童指導員の本俸基準額（月額） 対象となる職員は児童指導員・保育士等の有資格者とし、特殊業務手当基準額及び各施設類型における児童指導員に係る特殊業務手当基準額を加算する。また、児童心理治療施設における対象職員については、児童と起居をともにする児童指導員に係る特殊業務手当基準額を加算する。	児童養護施設 (地域小規模児童養護施設を除く。以下同じ。) 児童心理治療施設	児童養護施設又は児童心理治療施設の認可定員数÷3－児童保護措置費の算定基礎となる直接処遇職員数 【小規模グループケア導入施設】 児童養護施設又は児童心理治療施設の認可定員数－児童保護措置費の算定基礎となる直接処遇職員数（小規模グループケア加算職員を含む） 加配人数は認可定員÷1.5人を上限とする。
				乳児院	認可定員数×1.12－児童保護措置費の算定基礎となる直接処遇職員数 【小規模グループケア導入施設】 認可定員数×1.4－児童保護措置費の算定基礎となる直接処遇職員数（小規模グループケア加算職員を含む） 加配人数は認可定員÷2人を上限とする。
		常勤 (月額)	児童養護施設における単価と同様	地域小規模児童養護施設 自立援助ホーム	1人 上記人数を超えて職員を地域小規模児童養護施設又は自立援助ホーム（以下「ホーム等」という）の専任職員として配置した場合には、当該ホーム等を設置する事業者の児童養護施設において加算可能な直接処遇職員（児童指導員・保育士等）数の範囲内で、加配職員雇用費加算を支

	職種	配置区分	職種別単価	対象施設	配置人数
					弁することができる。その場合において、 管理費加算についてはホーム等に配置された職員分についても加算対象とする。
		非常勤 (月額)	地域小規模児童養護施設 122,240 円 (月額) 自立援助ホーム 187,800 円 (月額)		1 人
2	栄養士	常勤 (月額)	児童保護措置費の算定基礎となる児童福祉施設等職員の本俸基準額に定める各施設類型における栄養士の本俸基準額 (月額)	児童養護施設 児童心理治療施設 ※定員 40 人以下の施設に限る	1 人
3	心理士	常勤 (月額)	児童保護措置費の算定基礎となる児童福祉施設等職員の本俸基準額に定める児童養護施設における心理療法担当職員の本俸基準額 (月額) 特殊業務手当基準額を加算した額とし、セラピストに係る特殊業務手当基準額を加算する。	児童養護施設 乳児院 児童心理治療施設	2 人
4	地域コーディネーター	常勤 (月額)	児童保護措置費の算定基礎となる児童福祉施設等職員の本俸基準額に定める児童養護施設における主任児童指導員の本俸基準額 (月額)	児童養護施設 児童心理治療施設	1 人
5	家庭支援専門相談員	常勤 (月額)	児童保護措置費の算定基礎となる児童福祉施設等職員の本俸基準額に定める乳児院における家庭支援専門相談員の本俸基準額 (月額)	乳児院	1 人
6	里親支援専門相談員	常勤 (月額)	児童保護措置費の算定基礎となる児童福祉施設等職員の本俸基準額に定める乳児院における家庭支援専門相談員の本俸基準額 (月額)	乳児院	1 人
7	学習支援員	常勤 (月額)	児童保護措置費の算定基礎となる児童福祉施設等職員の本俸基準額に定める児童養護施設における職業指導員の本俸基準額 (月額)	児童養護施設 児童心理治療施設	1 人
8	ショートステイ対応職員	常勤 (月額)	児童保護措置費の算定基礎となる児童福祉施設等職員の本俸基準額に定める各施設類型における児童指導員の本俸基準額 (月額) 対象となる職員は児童指導員・保育士等の有資格者とし、特殊業務手当基準額及び各施設類型における児童指導員に係る特殊業務手当基準額を	児童養護施設 乳児院	ショートステイ定員 5 人～9 人の場合 6 人 ショートステイ定員 10 人～14 人の場合 7 人 以下定員 5 人の増ごとに 1 人加算

	職種	配置区分	職種別単価	対象施設	配置人数
			加算する。 対象経費等は、「安心こども基金管理運営要領」(平成 21 年 3 月 5 日 21 文科初第 1279 号雇児発 0305005 号) に定めるところによる。		
9	一時保護委託 業務専任職員	常勤 (月額)	児童保護措置費の算定基礎となる児童福祉施設等職員の本俸基準額に定める各施設類型における児童指導員又は保育士の本俸基準額 (月額) 対象となる職員が児童指導員・保育士等の有資格者である場合は、特殊業務手当基準額を加算した額とし、各施設類型における児童指導員に係る特殊業務手当基準額を加算する。	児童養護施設 乳児院	1 人
10	医師加算	加算 (月額)	717,518 円 (月額)	児童心理治療施設	1 人 医師を定数配置した場合に児童保護措置費に加算して支給する。
11	労働時間短縮 非常勤職員	非常勤 (日額)	8,000 円 (日額)	児童養護施設 乳児院 児童心理治療施設	1 人 (年 120 日を限度とする) 労働時間の短縮を図るため非常勤職員を配置した場合に加算
12	事務員・用務員 等	非常勤 (日額)	6,590 円 (日額)	児童養護施設 乳児院 児童心理治療施設	1 人 (年 120 日を限度とする)
13	育児指導担当 職員	常勤 (月額)	児童保護措置費の算定基礎となる児童福祉施設等職員の本俸基準額に定める乳児院における児童指導員の本俸基準額 (月額) 対象となる職員は児童指導員・保育士等の有資格者とし、特殊業務手当基準額及び各施設類型における児童指導員に係る特殊業務手当基準額を加算する。 対象経費等は、「乳児院等多機能化推進事業の実施について」(平成 30 年 3 月 28 日子発 0328 第 7 号厚生労働省子ども家庭局) に定めるところによる。	乳児院	1 人

	職種	配置区分	職種別単価	対象施設	配置人数
	医療機関等連絡調整員	常勤 (月額)	児童保護措置費の算定基礎となる児童福祉施設等職員の本俸基準額に定める乳児院における児童指導員の本俸基準額（月額） 対象となる職員は児童指導員・保育士等の有資格者とし、特殊業務手当基準額及び各施設類型における児童指導員に係る特殊業務手当基準額を加算する。 対象経費等は、「乳児院等多機能化推進事業の実施について」（平成 30 年 3 月 28 日子発 0328 第 7 号厚生労働省子ども家庭局）に定めるところによる。		いずれかの配置区分のうち 1 人
		常勤 (看護師) (月額)	433, 037 円（月額）		
		非常勤 (月額)	187, 800 円（月額）		